

第 29 号議案 ハラスメント対応に関する決議について討論いたします。

芦屋市議会として決議文を提出するからには、留意事項として、なぜそれを決議しなければいけなくなったのかという起因と理由があるはずですが、今回の決議文にはそれが明確に示されていないところもあり、私は提出者にはならず、質疑をし確認することにしました。決議文を公に出す以上、市民の方へは状況がわかりやすく正確に伝わる内容でなければいけないと考えております。決議文について質疑し、説明を求めた内容は以下のとおりでした。

- ・反省すべき起因である問題の事案はすでに、過去の議事録で明らかになっている通り、議会という公の場で取り扱われた内容であったが、反省すべき議員名が書かれていなかったこと。

- ・不適切なことをした議員の事案について、市民やマスコミに正確に伝えていなかったこと。

- ・誰が誰に対する謝罪だったのか、また、謝罪したことを今後どう取り扱い、議会として活かしていくのかの説明がないこと。

- ・「結果として職員の職務の執行に支障をきたし、組織や市政の信頼に大きな影響を与えてしまった」とあるのに、支障をきたした具体的な内容についての検証は不十分で、市民に向けての正確な情報発信も不十分のまま、決議文を先に提出するに至ったこと。

- ・ハラスメントという取り扱いに非常に繊細に配慮しなければいけない事案で、被害者の同意を得ずに外部に漏洩してはいけない情報を、公にしていたことが判明したにもかかわらず、その議員の処分が明らかとなっていないのに決議文が先にできていること。

- ・当事者である議員が謝罪の内容と事実を公表していないため、今回の決議文の内容で問題の本質的な解決につながるのか、また、再発防止につながっていくのかということ。

- ・「芦屋市議会は、ハラスメント事案の対応にあたっては次のことに留意します。」とある留意事項 4 項目すべてについては、令和 2 年 6 月の一般質問でハラスメント事案を不適切にとりあげた議員の事案から、反省すべき点となり、今後にかされるものとなったのかということ。

・内部調査書には、時系列として議員の不適切な言動が発端となり、混同された事実と異なる報道が公になったことが、結果として市の汚名につながったと明らかになっていたにもかかわらず提出された、決議文には、当該議員の不適切な言動を訂正しなければいけないということが、明らかにされていなかったこと。

・不適切にハラスメント事案を取り上げた当事者である議員の処分は、決議文とは別に切り分けて考えているならば、議員倫理を審査会で問うことになるが、当該ハラスメント事案では、当事者である大塚のぶお議員に対して、すでに、問責決議が令和3年10月に提出され否決されていること。

・決議文で謝罪した当該議員は、決議文の留意点と同じことを問責決議でも問われていたが一切認めていなかった。この時、謝罪すべきことを正直に話さずに隠し、間違った情報を答弁していたことにより、問責決議の賛否にも大きな影響を与えたことは、否めなかったこと。

・決議文に「不適切にハラスメント事案を取り上げた議員は大いに反省し」と示しているが、問責決議文について質疑をした議員の中には、大塚議員の行いは功績であるとたたえる議員もいた。他にもこの事案を一般質問で取り上げたおかげでハラスメント問題が解決したと捉え答弁していた議員も数名いた。不適切なところがあったと判明した議員のことをたたえていたということは、不適切に取り上げた議員に当てはまり、この決議文の「大いに反省し」のところにあたること。

・倫理上の責任を問う上で、行政側には処分を重く求め、不適切なことをしていた議員には紙一枚の決議文でことなきを終えているような取扱の差が、現段階で生まれていること。

以上、これらを質疑した理由として、決議文に対し会派として、疑問点がクリアになっていないまま、議会として意思統一のもと最終的に結論づけたものとして安易に決定することはできないと考えたからです。

提案理由の説明では、誰が何の過ちを起こしたことにより、誰に謝罪をしなければいけないのかなど、具体的な説明はありませんでした。**議会として、何をどうやって検証し、解決したかを説明できないようでは、市民に対して事実を知らせるという義務を果たせていない**とことになります。表に決議文を出すということは、何故それを出す必要があったのかを説明しないといけないのに、**この決議文にはそれが抜けている**。不適切なことを行った議員の実名を出さないということもそのひとつです。守秘義務のかかっていた個別事案の8人の申出書のことを令和2年6月の一般質問で持ち出し、表に出てしまっている以上、それを公にしたのは大塚のぶお議員であったということは、議事録にも載っていますし他の誰でもありません。

報道は被害者と加害者の担当部署まで特定されていました。その報道を受けて、当該議員も担当部署を自らが公に明かしていました。このことは部署内の職員にとって不安でしかなかったはずです。

また、このように不適切なことをしていた当該議員に対する問責決議は否決となったことに対し、一方で、行政側は減給処分となり、市長は議員から問責決議を提出され可決となりました。間違った理解で、情報が一人歩きし、ここまで大きな影響を及ぼしてしまったのです。これらを公にしてきた責任を考えると、何が良くなかったのかしっかりと記す方が、メッセージ性があり、決議文の意図が多くの方に伝わるといえるものです。

決議文を提出するまでの手順として、議会の中だけで結論を出し、議員の言動の検証や、処分については、自分のやったことには自分で責任を取らせるということで、切り離し、後回しする考え方では、順序が違ってしまうように思います。

当事者の同意なく事実確認せずに、情報を漏らしたという、軽率な行動がもたらした結果、異なった情報が公になり広く市民にしれわたったことで、傷ついていた職員に対して、謝罪をどのように示していくのでしょうか。

先に謝罪すべき相手は当事者の職員であり、まずは、市政に議員が影響を与えていたのなら、正しい情報を対して、市民に正確に伝え、適切な時期に相手の気持ちをおもんばかった謝罪という誠意が見られてこそ、再発防止に向けての思いが、決議文から市民に伝えられるのではないのでしょうか。

最後に、この決議文が賛成多数で可決した後も、誰の何の言動が間違っていて何が正しかったのかという説明と謝罪、そして、議会が決議文で認めた反省点を、決議文とは別の形ではじめを付け、市民の方の知る権利をしっかりと尊重しより広く説明することを強く要望いたします。

さて、当該議員の反省なくして問題の本質的な解決とはならず、仮に、指針をつくったとしても、本来の再発防止になっていくとは思えません。

何が問題で決議文が必要となったのかを明らかにしなければ、賛同いたしかねると判断していたため、質疑の中で確認させていただきました。

提出者の答弁により明らかになったことを受けて、最後は要望にかえさせていただきました。よって、これまでに得た教訓から、議会で再び同じ過ちを犯さないよう、このことをしっかりと胸に刻み、第29号議案 ハラスメント対応に関する決議について賛成いたします。